

「不当請求はがき」にご注意ください!

岩倉市消費生活センター (☎37-7867)

「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」などを問合せ窓口とする、訴訟を開始するといった身に覚えのないはがきに関する相談が愛知県内で急増しています。

相談内容

「契約不履行により、訴訟を開始する。訴訟取り下げ期日までに連絡がない場合は、給与、動産、不動産を差し押さえる。」といった内容の「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが、突然自宅に届いた。

全く身に覚えがないが、どのように対応したらよいか。

アドバイス

記載された連絡先に電話をすると、個人情報を出されたり、不安をあおって金銭等を請求されたりする危険性があります。

こうしたはがきは不特定多数に送り付ける架空請求の手口であり、相手にする必要はありません。

記載された連絡先には電話せず、無視しましょう。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月23日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5877-8429
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

▲実際の「不当請求はがき」の内容

不安に思ったら、

「岩倉市消費生活センター」にご相談ください!

岩倉市消費生活センター

- 開設場所 岩倉市役所1階
- 開設日 月~木曜日(祝日、年末年始を除く)
- 開設時間 午前8時30分~正午
(受付時間:午前11時30分まで)
- 電話番号 ☎37-7867

※岩倉市消費生活センターがお休みの場合は、愛知県消費生活総合センターにご相談ください。

愛知県消費生活総合センター

- 開設日時 月~金曜日…午前9時~午後4時30分、
土・日曜日…午前9時~午後4時(年末年始を除く)
- 電話番号 ☎052-962-0999

岩倉市消費生活センター

「啓発用マグネット」を配布中!

消費生活センターの開設時間や電話番号が載った啓発用マグネットを配布しています。いざという時のために、分かりやすい場所に貼り付けるなど、ぜひご利用ください。

- 配布場所 市役所4階商工農政課
- 注意 昨年4月に広報いわくらと一緒に配布されたものと同じものです。

